

手 当額を改定しました(平成27年4月)

児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

●児童扶養手当

受給資格

父母の離婚などにより父(母)と生計をともしない児童(18歳未満の母(父)、または父(母)が身体などに重度の障がいがある児童の母(父)あるいは父母にかわってその児童を養育している方)に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

※平成26年12月1日より公的年金を受給している父母または養育者も児童扶養手当の対象となりました。

※父(母)または養育者が日本国内に住所を有しない場合は、手当は支給されません。

手当の額(月額)

全部支給 42000円
一部支給 41990円
児童2人以上の加算額 9910円
5000円
3000円

●特別障害者手当

受給資格

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の方。

※対象者が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

- ・社会福祉施設等に入所している方
- ・病院に継続して3か月を超えて入院している方

※原爆介護手当を受給している方には、特別障害者手当を調整して支給します。

手当の額(月額) 26620円

●障害児福祉手当

受給資格

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳未満の児童。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

- ・障がい事由とする公的年金を受給することができる場合
- ・児童福祉施設等に入所している場合

手当の額(月額) 14480円

●特別児童扶養手当

受給資格

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

- ・障がい事由とする公的年金を受給することができる場合
- ・児童福祉施設等に入所している場合

手当の額(月額)

1級 51100円
2級 34030円

●お問い合わせ

飯南町福祉事務所

障がい福祉担当

電話72・1773

今回紹介した手当制度の受給資格には、該当する障がいの程度に基準があり、所得制限等が定められています。受給資格に該当すると思われる場合は、申請される前に一度ご相談ください。

●お問い合わせ

飯南町福祉事務所

障がい福祉担当

電話72・1773

行政相談委員に2名の方が任命されました

(4月1日付け 任期2年間)

中 稔 さん(頓原)
高橋 浩文さん(来島)

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受け、住民の皆さんからのご相談をお聴きする民間の有識者(ボランティア)の方です。

町内で行政相談所を開設して、住民の皆さんから行政などへのご意見・ご要望等をお受けして、その解決のための助言や関係機関に対する通知等を行っています。

●相談所開設場所

保健福祉センター、さつき会館、来島基幹集落センター、憩いの郷「衣掛」

※月によって、開設場所・時間が変わります。その月の開設場所と時間は、広報最終ページの「まちのスケジュール」や文字放送等で確認してください。

●お問い合わせ

総務課(頓原庁舎)

電話72・0311

平成27年度産地交付金の助成内容を決定しました

産地交付金とは、飯南町地域農業再生協議会が策定した「水田フル活用ビジョン」に基づき、対象となる作物を水田において一定の面積以上生産し販売を行った場合に、面積に応じて国から交付される交付金制度です。地域が戦略作物として設定する作物の振興を支援する

目的で交付され、町がその活用方法を決定することができます。(※畑での作付けは対象外です)平成27年度の対象作物に対する助成単価・下限面積・要件は、左の表のとおりです。お問い合わせ産業振興課(頓原庁舎)電話72・0313

	対象作物	助成単価	下限面積	対象とする要件
集団化助成	大豆	20,000円/10a	1ha	生産、販売。基幹の2作業以上を受託し販売権を有する作業受委託契約に基づく作付面積を含む。
	そば	15,000円/10a	1ha	生産、販売。基幹の2作業以上を受託し販売権を有する作業受委託契約に基づく作付面積を含む。
	なたね、WCS用稲、飼料作物、麦	10,000円/10a	1ha	
生産振興助成	加工用米、米粉用米	10,000円/10a	10a	生産、販売
	飼料用米	22,000円/10a	10a	生産、販売
	やまといも	30,000円/10a	1a	生産、やまといも生産組合への出荷
	とうがらし	15,000円/10a	1a	生産、販売
	野菜	10,000円/10a	10a	作物合計10a以上の生産、販売
	加工用青刈り稲	35,000円/10a	10a	しめ縄用の原料として生産、販売(自家利用含む)
追加配分助成	飼料用米、米粉用米	12,000円/10a	10a	多収性専用品種に取り組んだ場合
	加工用米	12,000円/10a	10a	複数年契約(3年間)に取り組んだ場合
	そば、なたね	20,000円/10a (二毛作15,000円/10a)	10a	生産、販売

※網掛け部分が平成26年度との変更点です。

住 宅リフォーム助成金制度をご利用ください

新規に下水道(合併浄化槽等を含む)へ接続するための住宅改修を行う場合に、その経費の一部を助成しています。

●対象となるリフォーム

- ①町内に所有する自己の居住用専用住宅で下水道に接続するための工事(新規に接続する場合があります)
- ②工事金額が50万円以上(消費税を含む)
- ③町内に事業所を有する個人事業主又は町内に本店・支店がある法人

民間住宅への耐震診断・耐震改修費助成制度をご利用ください

地震に強いまちづくりを推進するために、木造住宅の耐震診断を行う場合に、その経費の一部を助成しています。

●対象となる木造住宅

耐震診断・改修 共通事項
町内にある木造住宅で①及び②に該当する住宅が対象です。

- ①ご自身が所有かつ居住している一戸建ての住宅又は併用住宅
- ②昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅

行政相談委員に2名の方が任命されました

(4月1日付け 任期2年間)

中 稔 さん(頓原)
高橋 浩文さん(来島)

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受け、住民の皆さんからのご相談をお聴きする民間の有識者(ボランティア)の方です。

町内で行政相談所を開設して、住民の皆さんから行政などへのご意見・ご要望等をお受けして、その解決のための助言や関係機関に対する通知等を行っています。

●相談所開設場所

保健福祉センター、さつき会館、来島基幹集落センター、憩いの郷「衣掛」

※月によって、開設場所・時間が変わります。その月の開設場所と時間は、広報最終ページの「まちのスケジュール」や文字放送等で確認してください。

●お問い合わせ

総務課(頓原庁舎)

電話72・0311

●助成金の金額/工事金額の10%以内(千円未満は切り捨てます)上限10万円

●申込資格

- ①町内に住民登録をしている方
- ②対象となる工事について、国、県又は町の他の制度による補助を受けていない方
- ③申請時に町税を滞納していない方

注意事項

事前着手は認めていません。申請する場合は必ず事前に相談してください。

●お問い合わせ

建設課 土木担当

電話72・1900

耐震改修のみ

- ③耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された住宅

●助成金の金額

①耐震診断
診断に必要な費用の3分の2以内の額(千円未満は切り捨てます)上限6万円

②耐震改修

耐震改修工事に必要な費用の23%以内の額(千円未満は切り捨てます)上限80万円/棟

注意事項

事前着手は認めていません。申請する場合は必ず事前に相談してください。

●お問い合わせ

建設課 土木担当

電話72・1900